

タイトル	用途及び対象	発行機関	発行年月	掲載URL
① うつ対策推進方策マニュアル-都道府県・市町村職員のために-	・用途: うつ病人への適切な対処 ・支援対象: 地域住民	厚生労働省 地域におけるうつ対策検討会	2004 (平成16) 年1月	<a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html#1">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html#1</a>
② うつ対応マニュアル-保健医療従事者のために-	・用途: うつ病人への適切な対処 ・支援対象: 地域住民	厚生労働省 地域におけるうつ対策検討会	2004 (平成16) 年1月	<a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html#2">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html#2</a>
③ 被災時の飲酒問題	・用途: 飲酒により心身害している人への対処 ・支援対象: 被災によりアルコールに依存してしまう人	国立精神・神経医療研究センター災害時こころの情報支援センター	2011 (平成23) 年4月更新	<a href="http://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/document/pdf/mental_info_alcohol.pdf">http://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/document/pdf/mental_info_alcohol.pdf</a>
④ 自殺に傾いた人を支えるために-相談担当者のための指針-	・用途: 相談と支援活動に必要な基本的な知識や行動指針の確認 ・支援対象: 自殺未遂者、自傷を繰り返す人及び自殺を考えている人を含む「自殺に傾いた人」	厚生労働省厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業	2009 (平成21) 年1月	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/di02.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/di02.pdf</a>
⑤ ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン	・用途: 「ひきこもり」の評価と支援の実践的なガイドラインとして作成されています。 ・支援対象: ひきこもり事例に当たる人	厚生労働省厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業	2010 (平成22) 年5月	<a href="http://www.ncgmkohnodai.go.jp/pdf/jidouiseishin/22n_cgm_hikikomori.pdf">http://www.ncgmkohnodai.go.jp/pdf/jidouiseishin/22n_cgm_hikikomori.pdf</a>
⑥ 被災認知症支援マニュアル (医療用)	・用途: 医療用 ・支援対象: 避難所などで生活されている認知症の人と家族	日本認知症学会	2011 (平成23) 年4月	<a href="http://dementia.umin.jp/iryou419.pdf">http://dementia.umin.jp/iryou419.pdf</a>
⑦ 被災認知症支援マニュアル (介護用)	・用途: 介護用 ・支援対象: 避難所などで生活されている認知症の人と家族及び介護職の人	日本認知症学会	2011 (平成23) 年4月	<a href="http://dementia.umin.jp/kaigo419.pdf">http://dementia.umin.jp/kaigo419.pdf</a>

この図では、災害時における一般的なこころのケアのうち、とくに、うつ病、ストレス、飲酒、自殺、ひきこもり、認知症などのケアに関する参考資料を紹介しています。

①及び②は、地域の行政職員や保健医療従事者が一般的なうつ対策に取り組む際のマニュアルです。不安を抱えている人との会話での注意点と、説明の仕方や問いかけの例が具体的に挙げられています。

③では、保健・医療関係者向けに、被災によりアルコールに依存してしまう人への対処法が説明されています。

④は、自殺未遂者、自傷を繰り返す人及び自殺を考えている人を含む「自殺に傾いた人」を支援対象者として想定しています。保健所及び精神保健福祉センター職員、市町村職員や民生委員・児童委員向けに、相談支援活動に必要な基本的知識や行動指針が書かれています。

⑤は、ひきこもり事例のガイドラインです。精神保健・医療・福祉・教育などの専門機関向けの「ひきこもり」の評価と支援の実践的な資料です。

⑥及び⑦は、避難所などで生活されている認知症の人と家族に関するマニュアルです。⑥は、現地で認知症医療に携わる医師や看護師など医療従事者を対象としています。一方、⑦は、介護職の人を支援することを目的としています。

本資料への収録日：2015年3月31日